

石巻市学校給食費徴収管理システム構築 及び保守業務委託に係る要件定義書

A. 総則

1 件名

石巻市学校給食費徴収管理システム構築及び保守業務委託

2 本書の記述について

(ア) 本書に特段の記載がない限り、業務システムの構築にあたっては関係法令並びに本市の条例等に基づいた事務処理等を想定すること。

3 概要

(ア) 学校給食費徴収管理システムを構築し、保守すること。

(イ) 発注者が提示した業務に関する内容について、適切な業務改善を提案すること。

4 対象範囲

(1) 業務範囲

(ア) 本調達の対象となる業務範囲は以下のとおり。

・学校給食費の徴収額決定及び徴収、滞納の管理

(2) 現行の業務システム

(ア) 本調達における更新対象となっている現行の業務システムは、以下のとおり。

ベンダ	製品名
更新対象となるシステムはない。	

5 スケジュール

(ア) 契約締結をもって構築作業の開始とし、令和7年4月1日を稼働開始とする。

(イ) 業務システムの保守は、業務契約満了の令和12年3月31日まで継続すること。

6 成果物

(1) 成果物として以下の物件を納入すること。(ア)以外については電子記録媒体で納入するものとする。)

(ア) 業務システム

- ・ サーバ 一式
- ・ クライアント 一式

(イ) 操作手順書 1部

(ウ) 運用手順書 1部

(エ) 設計書 1部

(オ) 上記設計書のうち以下の内容は別部として複製し、各1部を納入すること。

- ・ 共通基盤システムとの連携仕様
- ・ 業務改善を反映した業務機能要件表

(カ) その他必要と思われるもの。

7 開発及び保守環境

(ア) 開発、構築及び保守に必要なハードウェア、ソフトウェア及び環境構築にかかる費用は、原則として受注者が準備すること。ただし、発注者が管理する施設内での作業でサーバに接続する場合は発注者が設置するPCを利用すること。

(イ) 本システムの開発、構築及び保守を行うために必要な作業場所は石巻市役所の庁舎内に設けることを可とする。その場合、作業のため提供できる広さは作業員2人分までとする。

(ウ) 庁内での作業でサーバへ接続するために利用するPCの構成の変更は認めない。

(エ) 仕様の調整等の会議に必要な最低限の場所は発注者が庁内に準備する。

8 文書の構成

(ア) 本要件定義書における文書の構成は以下のとおりであり、階層が下るにしたがってより詳細な内容で記述している。

(イ) 一部文書は、本市ウェブサイト上に公開しているのでそちらを参照すること。

a 「D-2.共通基盤システム接続仕様書」

石巻市ウェブサイト トップページ(<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/index.html>)

↳事業者の方へ

↳入札・契約

↳発注情報

↳石巻市業務ユニット(システム)仕様

↳”共通基盤システム接続仕様書”

b 「F.関係法令等」

・e-Gov(イーガブ)法令検索

URL: https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/

・石巻市例規集

URL: <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10102000/isge/20130402131908.html>

(ウ)文書の構成

A.要件定義書総則	本書。業務委託の全般に関する内容
B-1.業務機能	業務システムに実装すべき業務の内容(汎用)
B-2.業務機能要件表	業務システムに実装すべき業務の内容(業務固有)
B-3.業務機能詳細条件	業務の効率遂行に必要とする内容
B-4.出力帳票一覧	業務システムから出力する印刷物
B-5.入出力データ一覧	業務システムへ移入するデータ 業務システムが作成するデータ
B-5b. 移入データに含む と想定している情報	想定しているデータフィールドの一覧
C.規模要件表	システムの規模を参考する情報
D-1.システム機能要件	業務システムが備えるべき非業務機能の要件
D-2.共通基盤システム接続仕様書	業務ユニット間の情報連携に関する仕様。インターネット上に公開
D-3.情報連携一覧	庁内の他業務との情報連携に関する情報
E.データ移行要件	現行システムからデータ移行するための条件